

令和7(2025)年12月23日	資料4
令和7(2025)年度第2回宇都宮地域医療構想調整会議並びに 宇都宮構想区域病院及び有床診療所会議 合同会議	

## かかりつけ医機能報告制度について

---

栃木県保健福祉部医療政策課

## かかりつけ医機能報告制度について

※かかりつけ医機能：身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能  
報告対象医療機関：特定機能病院及び歯科医療機関を除く病院及び診療所

### 1. 本制度について [資料1](#)

1) 趣旨：地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す治療」から「治し、支える治療」を実現するためにこれまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加えて、かかりつけ医機能を発揮されるために行われた制度整備の一つ。

地域の医療機関等をはじめとする多職種が機能や専門性に応じて連携し、効率的に質の高い医療を提供し、フリーアクセスのもと、必要な時に必要な医療を受けられる体制を確保することに重きをおいている。(かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン(第1版)より)

### 2) 概要： [資料2](#)

各医療機関からかかりつけ医機能について都道府県知事に報告をする。

都道府県知事はかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに公表し、協議の場で地域で必要なかかりつけ医機能を確保するための具体的方策を検討・公表する。

### 2. かかりつけ医機能報告制度のスケジュール [資料3](#)

1-3月 医療機関が報告 ▶ 4-6月 報告内容の集計・分析等 ▶ 7月頃 協議の場の開催 ▶ 12月頃 協議の場の結果の公表のサイクルを毎年繰り返す形。

### 3. かかりつけ医機能報告の内容・報告方法 [資料4](#)

令和6年4月から開始されている医療機能情報提供制度と同時期(1~3月)にG-MISから、1号機能(日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能)と、1号機能を有する医療機関は2号機能(①通常の診療時間外の診療、②入退院時の支援、③在宅医療の提供、④介護サービス等と連携した医療提供)を報告する。

### 5. Web説明会・問い合わせ先 [資料5](#)

(1) かかりつけ医機能報告制度Web説明会(栃木県医師会との合同説明会)

日時：12月23日 14:00~15:30

方法：ライブ配信(Zoom、YouTube)、アーカイブ配信(YouTube)

(2) 問い合わせ先

① 制度・報告内容については、栃木県庁保健福祉部医療政策課在宅医療・介護連携担当宛て

② G-MISのシステム操作については、厚生労働省G-MIS事務局宛て(土日祝日以外、平日9時~17時)

## かかりつけ医機能が発揮される制度整備

令和 5 年 9 月 29 日 第102回社会保障審議会医療部会

### 趣旨

- かかりつけ医機能については、これまで医療機能情報提供制度における国民・患者への情報提供や診療報酬における評価を中心に取組まれてきた。一方で、医療計画等の医療提供体制に関する取組はこれまで行われていない。
- 今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくためには、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進める必要がある。
- その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要があることから、
  - ・ 国民・患者が、そのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるための情報提供を強化し、
  - ・ 地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保するための制度整備を行う。

令和 7 年 6 月 かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン

一部の医療機関を優良なものとして認定したり、患者の受療行動に制限を加えるといったものではなく、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方のもとで、国民・患者がそのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるための情報提供を強化し、地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保することが目的であることに留意が必要です。

# かかりつけ医機能が発揮される制度整備

令和5年9月29日 第102回社会保障審議会医療部会

## 概要

### (1) 医療機能情報提供制度の刷新（令和6年4月施行）

- かかりつけ医機能（「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」と定義）を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化を図る。

### (2) かかりつけ医機能報告の創設（令和7年4月施行）

- 慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能（①日常的な診療の総合的・継続的实施、②在宅医療の提供、③介護サービス等との連携など）について、各医療機関から都道府県知事に報告を求めることとする。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表する。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表する。

### (3) 患者に対する説明（令和7年4月施行）

- 都道府県知事による（2）の確認を受けた医療機関は、慢性疾患を有する高齢者に在宅医療を提供する場合など外来医療で説明が特に必要な場合であって、患者が希望する場合に、かかりつけ医機能として提供する医療の内容について電磁的方法又は書面交付により説明するよう努める。

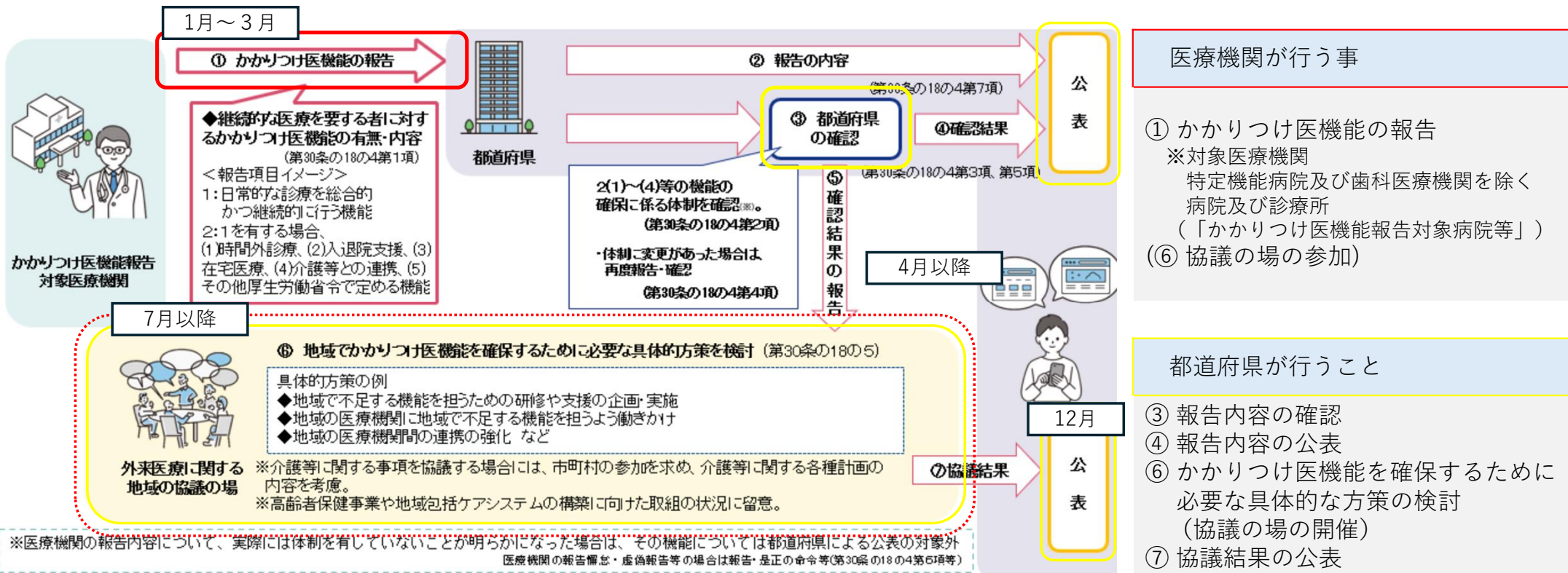
## ※注意

本制度におけるかかりつけ医機能とは、日本医師会が行っている日医かかりつけ医機能研修制度でのかかりつけ医の定義（「なんでも相談出来る上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師」）とは異なるものです。

# かかりつけ医機能報告制度概要

## 資料 2

令和 7 年 11 月 かかりつけ医機能報告マニュアル (医療機関用)

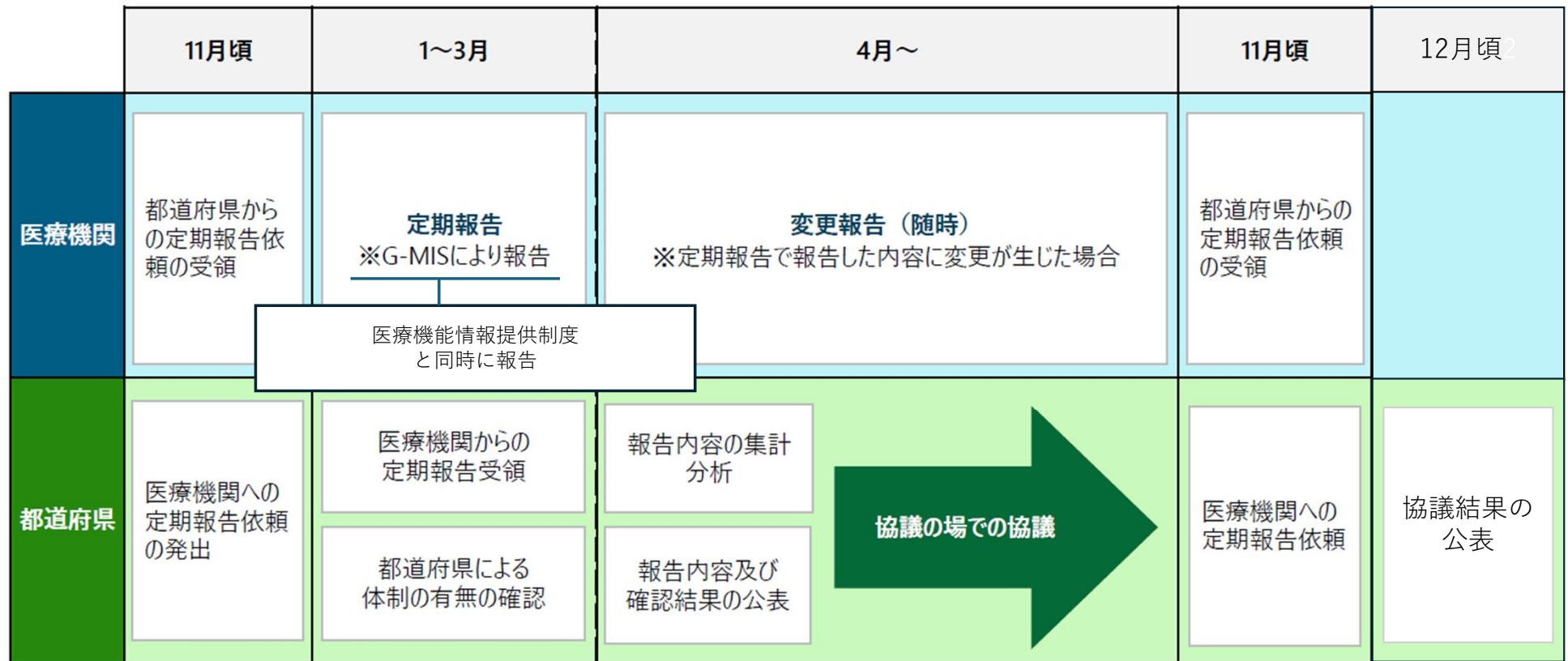


本年度は初年度のため、まず報告内容の確認ととりまとめまでを行い、その結果を令和8年度の7月の地域医療構想調整会議で報告する予定です。(協議の場を含め以降は未定です)

# かかりつけ医機能報告の主な年間スケジュール

## 資料 3

- かかりつけ医機能報告の主なスケジュールになります。
- 毎年1～3月に、都道府県に対して、かかりつけ医機能報告（定期報告）を行っていただきますようお願いします。

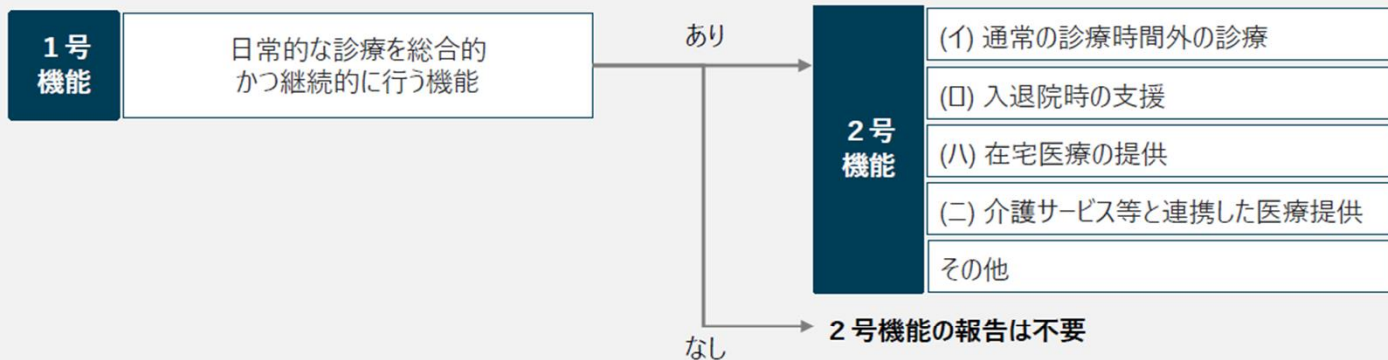


# かかりつけ医機能報告内容

## 資料 4

- かかりつけ医機能報告は、大きく、下記の1号機能と2号機能に分けられます。
- 1号機能を有する医療機関においては、2号機能に係る報告事項についての報告を行うこととなります。

### かかりつけ医機能報告の流れ



### かかりつけ医機能が「有り」となる要件

#### < 1号機能 >

○ 以下の報告事項のうち、(★)を付記している報告事項について、「実施している」あるいは「実施できる」ことが1号機能を有することの要件となります。

- 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること (★)
- かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無
- 17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること (★)
- 一次診療を行うことができる疾患
- 医療に関する患者からの相談に応じることができること(継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む) (★)

#### < 2号機能 >

○ 各報告事項のうち、いずれかについて「実施している」あるいは「実績がある」ことが、各2号機能を有することの要件となります。

令和7年11月 かかりつけ医機能報告マニュアル (医療機関用)

かかりつけ医機能 (1号機能) を有する医療機関の要件として、報告したかかりつけ医機能の一定の内容を院内掲示をする必要があります。

別添 3

### 院内におけるかかりつけ医機能について

当院は、発生医療の高度化を図るための診療を行う、日常的な診療において、患者様の生活を把握し、適切な診療・保健指導を行う、必要に応じて、地域の医師・医療機関と協力して解決を図ります。この他、患者さんご自身の医療機関の選択ができるように、当院の有する「かかりつけ医機能」に関する情報を以下のようにご紹介します。

○〇病院・診療所  
20XX年XX月XX日

1. かかりつけ医機能に関する研修の修了者および総合診療専門医について

研修の修了者の有無/人数	無	有	****	名
総合診療専門医の有無/人数	無	有	****	名

2. 一次診療の対応について

(1) 一次診療の対応ができる領域

該当無し			
皮膚・形成外科領域	神経・脳血管領域	精神科・神経科領域	
眼領域	耳鼻咽喉領域	呼吸器領域	
消化器領域	肝・胆道・膵臓領域	循環器領域	
腎・泌尿器領域	産科領域	婦人科領域	
乳腺領域	内分泌・代謝・栄養領域	血液・免疫領域	
腎・骨格系及び外傷領域	小児領域		

(2) 一次診療を行うことができる発生頻度が高い疾患

該当無し			
貧血	糖尿病	脂質異常症	統合失調症
うつ(気分障害、適応障害)	不安、パニック(神経症)	睡眠障害	認知症
頭痛(片頭痛)	脳梗塞	末梢神経障害	聴覚失調、内耳炎、耳聾
白内障	緑内障	虚汗・凍瘡・凍傷	中耳炎・外耳炎
難聴	高血圧	狭心症	不整脈
心不全	喘息・COPD	かぜ、感冒	アレルギー性鼻炎
下痢、胃腸炎	便秘	慢性肝炎(非アルコール性脂肪肝炎)	皮膚の疾患
難聴(両側)、難聴(片側)	骨粗しょう症	認知症	認知症疑診
外傷	骨折	前立腺肥大症	慢性腎臓病
更年期障害	乳房の疾患	脳神経系以外の腫瘍	がん
その他の疾患( )			

3. 医療に関する患者からの相談への対応について

可 不可

書式は厚生労働省及び県のホームページから入手できます (後述)  
またG-MISにおいて院内掲示用の様式を出力することができます。

## 報告方法

医療機能情報提供制度に基づく報告と同様に医療機関等情報支援システム（G-MIS）にて回答をお願いします。  
入力方法の詳細についてはかかりつけ医機能報告マニュアルをご参考ください。  
かかりつけ医機能報告マニュアルは、県の方より対象医療機関宛てに郵送する予定です（12月中旬予定）  
また、厚生労働省、栃木県のホームページには動画も掲載されていますので、ご活用ください。

### ログイン

G-MISを選択いただき、医療機能情報提供制度で設定されたユーザー名とパスワードを入力してログインをしてください。

### ログイン先を選択



### かかりつけ医機能報告制度から回答



医療機能情報提供制度の報告ではかかりつけ医機能報告制度で報告した内容を取り込む事が出来ます。

日時 : 12月23日(火) 14時00分～15時30分  
開催方法 : Zoom, YouTubeでのライブ配信  
※配信内容はYouTube(同URL)にてアーカイブ配信を行います。

Zoom

<https://zoom.us/j/8340153125?pwd=NXhKR1IzWE95Z1BHUWhPaGd2OFZRdz09>  
ID : 834 015 3125 パスコード : 307980



YouTube

<https://youtube.com/live/iFQ9OQMYV50?feature=share>



## お問い合わせ先

制度・報告内容について

栃木県保健福祉部医療政策課 在宅医療・介護連携担当宛て  
電話 : 028-623-3046 メール : [iryu@pref.tochigi.lg.jp](mailto:iryu@pref.tochigi.lg.jp)

システムについて

厚生労働省G-MIS事務局 土日祝日を除く平日9時～17時  
電話 : 050-3355-8230 メール : [helpdesk@gmis.mhlw.go.jp](mailto:helpdesk@gmis.mhlw.go.jp)